

紅葉谷川庭園砂防施設 重要文化財指定の答申について

令和2年10月19日  
砂防課  
文化財課

1 要旨

国の文化審議会は戦後の土木施設の「第1号」として、廿日市市宮島町の紅葉谷川庭園砂防施設を重要文化財に指定するよう10月16日に答申を行った。

2 重要文化財（建造物）の指定について

建造物等の有形文化財のうち歴史上・芸術上の価値の高いもの、または学術的に価値の高いものとして文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定するもの。

※ 本県では、「広島平和記念資料館」や「世界平和記念堂」が、戦後建築物の第1号として指定されるなど計63件が重要文化財（国宝を含む）に指定

3 紅葉谷川庭園砂防施設の評価内容（文化審議会答申）

意匠的に優秀であり、かつ、歴史的価値が高い。

- ・砂防と庭園の専門家が協働し、土石流によって堆積した巨石等を巧みに利用しながら、巖島の歴史的風致と調和が図られた砂防施設であること。
- ・終戦直後の混乱の中で、中央及び地方政府並びに連合国最高司令部が連携し実現した「特別史跡及び特別名勝巖島」の災害復旧事業としても貴重であること。



(下流側)



(上流側)

4 今後の手続き

10月16日審議会答申（公表）を受け、文化庁で手続きを進め、重要文化財として12月に指定される予定。

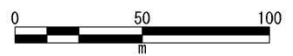
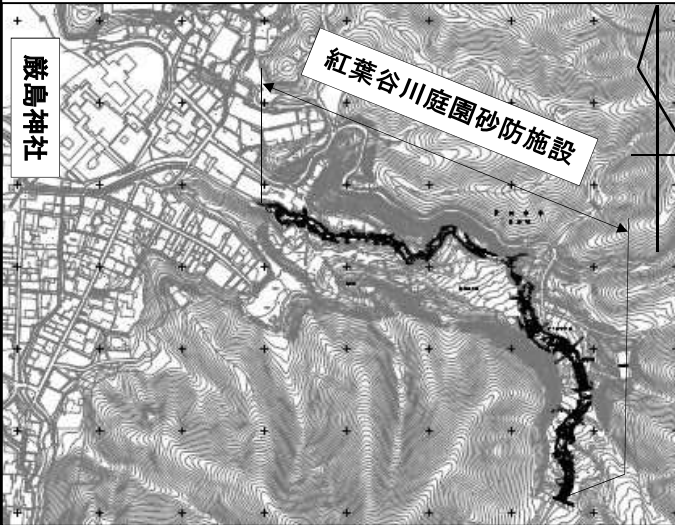
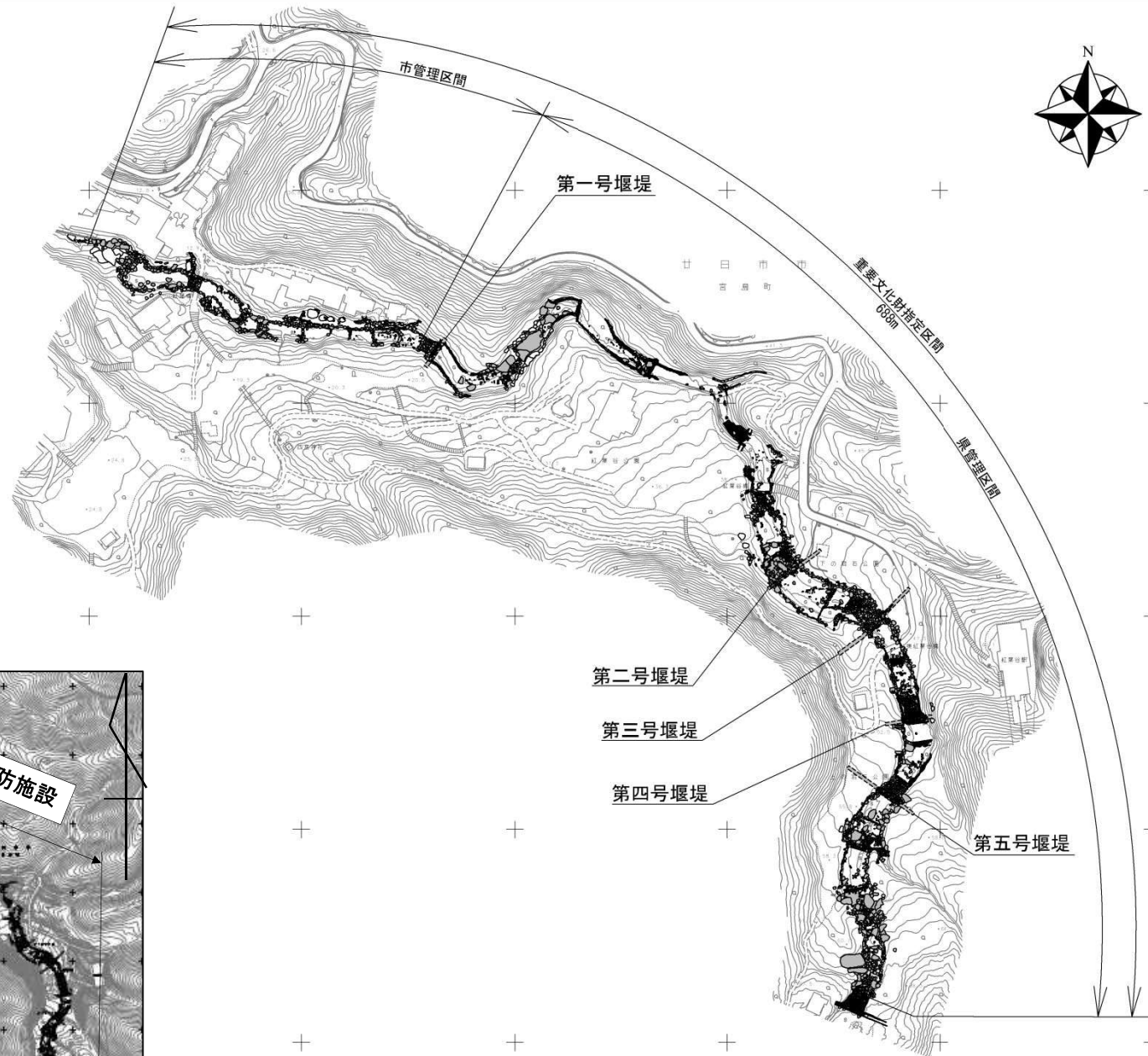
【手続き】

時期	8月	9月	10/16	12月
手続き	意見具申	審議会	答申(公表)	指定

※太枠は手続きが完了

# 紅葉谷川平面図

(色付け部分が指定範囲)



【参考】国指定・県指定文化財等件数一覧

令和2年10月16日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計		26				26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
小計		201	小計		318	519
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	1	1
小計		51	小計		248	299
重要伝統的建造物群		3				3
合計		292	合計		641	933
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財			登録有形文化財			274
			登録記念物			3

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関係する部分である。

※2 網かけ部分の文化財数には、今回回答申される1件を含む。